

千葉県自然環境保育認証制度実施要綱

(認証制度の目的)

第1条 千葉県自然環境保育認証制度は、県内で自然環境保育を行っている施設、団体（以下「団体等」という。）を千葉県自然環境保育の基本理念に基づいて県が認証し、その活動を支援することにより、千葉県における自然環境保育の取組を促進するとともに、次に掲げる事項の推進を図り、もって千葉県のこどもが自然との関わりを通じて心身ともに健やかに育つ環境づくりを行うことを目的とする。

- (1) 持続可能な社会の実現の基礎となる、こどもの自然に対する親しみの感情や肯定的な態度の育み
- (2) 保育者及び保護者の自然への感謝の念や畏敬の念の醸成
- (3) 自然環境保育の社会的認知及び信頼性の向上
- (4) 自然環境保育の安全性の向上

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然環境保育

保育者による個々のこどもの状況や発達過程を踏まえた適切な環境づくりや支援のもと、千葉県の豊かな自然環境や地域資源と関わる自然体験活動を通して、こどもの豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育等

(2) 保育者

ア 幼稚園教諭の免許、保育士の資格又は幼稚園教諭の免許及び保育士の資格を有し、保育等に従事する者

イ 団体等に登録し、保育等に従事する者として適当であると県が認めた者

(3) 保育等

就学前のこどもに対する教育、保育又はこれに類する子育て支援等

(4) 自然体験活動

保育者の適切な環境づくりや支援のもと、自然環境や地域資源との関わりの中で、こどもが好奇心や探究心をもって行う主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動

(5) 地域資源

自然体験活動においてこどもが利用、経験することができる各地域の公園等の公共施設、各地域における伝統的な行事や文化活動、農業、林業などの作業等又はそれら行事や作業等の機会を提供し、指導する人材

(基本理念)

第3条 千葉県自然環境保育は、千葉県のこどもが、身近で豊かな自然と出会い、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに心を動かされる体験を通して感性を豊かにし、自然環境に親しむとともに、自然環境の中で仲間と遊び、関わりを深めることにより、ありのままの自分を肯定する気持ち、他者を信頼する気持ち、自然を大切にする気持ちを育み、自ら考え、行動し、成長しようとする力の基礎を培うことを基本として行うものとする。

(申請者の要件)

第4条 県内において継続的に自然環境保育を行っている団体等であって、別表1に定める申請要件を満たしている者とする。

2 前項の団体等は、法人格を有していることを要しない。

(認証区分)

第5条 知事が行う認証については、以下の区分により行うものとする。

区分の名称	内容
重点型	認証を受けようとする団体等が行う保育等において、質、量ともに自然環境保育に重点を置いて取り組んでいるものとして、知事が認証した活動を行っている団体等
普及型	認証を受けようとする団体等が行う保育等において、他の保育等のプログラムと合わせて自然環境保育にも積極的に取り組んでいるものとして、知事が認証した活動を行っている団体等

(認証基準)

第6条 知事が行う認証に係る基準（以下「認証基準」という。）は、別表2に定めるとおりとする。

(認証の申請等)

第7条 本制度の認証を受けようとする団体等は、認証申請書（別記第1号様式）に実施計画書（別記第2号様式）及び必要書類を添付して、知事が定める日までに申請しなければならない。

(認証等)

第8条 知事は、第7条の規定によりなされた申請が、別表1の申請者の要件を満たし、かつ、別表2に定める認証基準に適合していると認めるときは、千葉県自然環境保育

認証団体等（以下「認証団体等」という。）として認証を行い、申請者に認証書を交付するものとする。

- 2 知事は、第1項の規定によりなされた申請に係る認証を行わないときは、速やかにその旨及び理由を申請者に通知するものとする。

（認証の有効期間）

第9条 認証の有効期間は、初回の認証を受けた場合にあっては認証を受けた日から起算して3年間とし、認証の更新を行った場合にあっては5年間とする。

- 2 認証の更新を希望する団体等は、前項の期間の満了の日の3か月前までに、認証更新申請書（別記第3号様式）に実施計画書（別記第2号様式）及び必要書類を添付して、知事の認証を受けなければならない。
- 3 更新申請に係る知事の認証等については、第8条の規定を準用する。

（変更申請及び届出）

第10条 認証団体等が認証区分を変更しようとする場合は、認証区分変更申請書（別記第4号様式）に実施計画書（別記第2号様式）及び必要書類を添付して、知事の認証を受けなければならない。

- 2 変更申請に係る知事の認証等については、第8条の規定を準用する。
- 3 認証団体等は、以下の事項に変更が生じたときは、変更のあった日から起算して1か月以内に認証内容変更届出書（別記第5号様式）を知事に届け出なければならない。

ただし、法令の規定により既に知事に届け出ている場合はこの限りではない。

- (1) 認証団体等の名称及び所在地
- (2) 認証団体等の代表者の氏名
- (3) 施設を有している場合、建物その他の設備の規模及び構造
- (4) 申請時に提出した実施計画書の自然環境保育の内容並びに申請書添付書類の外部フィールドに関する事（外部フィールドの廃止を除く。）及び自然体験活動における安全管理に関する事

（審査等における意見聴取）

第11条 知事は認証申請を審査（申請前の団体等からの相談対応を含む。）する際、必要に応じて、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 有識者に意見を求める事
- (2) 前号の有識者又は職員をして現地確認させる事
- 2 前項に規定する有識者は、自然環境保育に係る専門的な知見を有すると認められる者から、前項に定める意見聴取を行う都度、知事が選任する。

(調査等)

第12条 知事は、認証団体等の自然環境保育に関して重大な事故が発生した場合又は認証基準を満たしていないおそれがあると認められる場合には、当該認証団体等に対し必要な事項の報告及び必要な書類の提出を求めるほか、団体等の関係者に対して質問し、又はその団体等の現地調査を行うことができる。

2 知事は、前項の規定により調査等を行った結果、認証団体等が認証基準を満たしていないと認めたときは、当該認証団体等に対して必要な助言、指導を行い、改善を求めることができる。

(認証の辞退)

第13条 認証団体等が、認証基準に適合しなくなった場合又は認証が不要となった場合には、認証辞退届（別記第6号様式）に認証書を添えて、知事に提出しなければならない。

(認証の取消し)

第14条 知事は、認証団体等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の事実が判明したとき
- (2) 認証基準に適合しなくなったとき
- (3) 第12条第2項による知事の助言、指導に従わなかったとき

(県の役割)

第15条 県は、自然環境保育の社会的認知と信頼性の向上及び普及を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

- (1) 認証団体等の名称、所在地及び自然環境保育に関する活動内容等を県内外に積極的に情報提供すること
- (2) 自然環境保育の安全性の向上等に資する研修会を開催すること
- (3) 認証団体等や自然環境保育に関心を有する者が相互に学び合い、交流できる場を設けること
- (4) 認証団体等が行う自然環境保育に係る活動費用の一部を支援すること
- (5) 認証団体等に対し、第12条に示す事項に関する助言又は指導を行うこと
- (6) 認証団体等が適切に自然環境保育を行えるよう、市町村その他関係機関、関係団体との連携を図ること
- (7) 自然環境保育に関する調査研究を行うこと

(認証団体等の役割)

第16条 認証団体等は、自然環境保育の社会的認知と信頼性の向上を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

- (1) 広報紙やホームページ等において、保育等の体制や自然環境保育に関する活動内容を公開すること
- (2) 県その他の者が実施する自然環境保育に関する研修会に参加すること
- (3) 自然環境保育に関する活動内容を記録に残し、保育者の情報共有や学び合いの際に提供するとともに、県から要請があった場合には、県が行う調査研究に協力すること
- (4) 団体等が行う活動について、保護者や市町村、地域住民等からの問合せ等があった場合には誠実に対応すること
- (5) 小学校との積極的な連携について配慮すること
- (6) 認証団体等のうち、施設を有せずに保育等を行っている団体にあつては、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「指導監督基準」の趣旨を踏まえた運営を行うこと

(活動実績報告)

第17条 認証団体等は、毎年度、活動報告書(別記第7号様式)を作成し、当該活動報告書に係る事業年度終了後3か月を経過する日までの間に、知事に提出しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この制度の運用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4第1項）

申請要件	
1	団体等の設置者、代表者、管理者又は団体等が法人の場合にあつてはその役員等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号ニにある「役員等」に同じ。）が、児童福祉法第35条第5項第4号（管理者及び役員等については同号ホを除く。）に該当しないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から申請日時点において5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
2	認証団体等が、第14条の規定によりその認証を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があつた日以前の1年間の間に、当該認証された団体等の設置者、代表者、管理者又は役員等であつた者で、その取消しの日から起算して5年を経過しない者に該当しないこと。
3	団体等の活動が、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とするものとしていないこと及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていないこと。
4	保育者のうち、有資格者（幼稚園教諭の免許又は保育士資格を有する者をいう。）にあつては、申請日以前の3年間に、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により教育職員免許状が失効した者若しくは同法第11条の規定により教育職員免許状を取り上げられた者又は児童福祉法第18条の19の規定により保育士の登録を取り消された者でないこと。ただし、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行ったことにより幼稚園教諭の免許状が失効した者又は保育士の登録を取り消された者にあつては、再免許を授与又は保育士の再登録をされた者についてはこの限りでない。
5	暴力団員等が団体等の活動を支配していないこと。
6	団体等の代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。
7	団体等において適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の決算関係書類（財務諸表又は収支計算書及び事業報告書）が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。
8	団体等が保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。
9	団体等が幼児教育・保育の無償化の対象となっていない場合、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和3年10月1日付け（三次改正）府子本第930号、3文科初第1068号、子発1001第1号）別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱4（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に係る実施要件のうち、①対象幼児及び②対象施設等の要件を満たしていることを県が確認していること。

別表2（第6条）

認証基準		
項目	基準	
認証区分	重点型	普及型
保育等の内容	団体等は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を尊重し、こどもの状況や発達過程を踏まえた教育・保育を行うこと。	
自然体験活動	1 3歳以上のこどもについて、屋外を中心とした自然体験活動の時間が、長期休暇等を除き平均しておおむね週10時間以上となっていること。	1 3歳以上のこどもについて、屋外を中心とした自然体験活動の時間が、長期休暇等を除き平均しておおむね週5時間以上となっていること。
	2 園の活動方針や指導計画等に、自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施していること。 3 外部フィールドが園庭以外にあり、季節や天候に応じて様々な自然体験活動を行えること。ただし、園庭において多様な自然体験活動が実施できる場合はこの限りではない。	
地域社会との連携	活動に当たっては、地域資源を活用し、地域住民の協力を得られるよう努めること。	
安全確保	1 屋外でこどもの自然体験活動を行う際は、十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。 2 屋外でこどもの自然体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成し、必要に応じて見直す仕組みがあること。かつ、保育者と保護者に周知していること。 3 屋外でこどもの自然体験活動を行う際に、緊急事態（地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等）が発生した場合の避難などの対応方法について定められており、定期的に見直す仕組みがあること。かつ、保育者と保護者に周知していること。 4 屋外でこどもの自然体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。 5 屋外でこどもの自然体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との複数の連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。 6 こども及び保育者（公務員及びみなし公務員を除く。）が傷害保険に加入していること。かつ、団体等（国、地方公共団体及び国立大学法人を除く。）が損害賠償責任保険に加入していること。 7 1～5を計画的に実施するための年間計画（安全計画）を作成していること。	

安全確保に関する講習受講	申請日において、次の各号の安全確保に関する講習のいずれかを受講し、有効期限内の認定証等を保有する保育者が2人以上いること（うち1人以上は常勤の保育者とする。）。また、申請後においても同様とする。 ① MFA「チャイルドケアプラス」 ② 上級救命講習 消防本部（局） ③ 幼児安全法支援員養成講習 日本赤十字社 ④ 小児救命救急法「子供のためのケア」（EFR-CFC）	申請日において、次の各号の安全確保に関する講習のいずれかを受講し、有効期限内の認定証等を保有する常勤の保育者がいること。また、申請後においても同様とする。 ① MFA「チャイルドケアプラス」 ② 上級救命講習 消防本部（局） ③ 幼児安全法支援員養成講習 日本赤十字社 ④ 小児救命救急法「子供のためのケア」（EFR-CFC） ⑤ MFA「ケアプラス」 ⑥ 普通救命講習（Ⅰ～Ⅲ） 消防本部（局） （認定証等が発行されるWEB講習を含む。） ⑦ 救急法基礎講習 日本赤十字社
個人情報の保護	職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、こどもや保護者の個人情報等、その他業務上知り得た情報を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。	
保育者の人数	1 申請日時点の保育者と在籍するこどもの人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。 ただし、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）又はその他の届出保育施設（児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている施設をいう。）にあっては、それぞれの従うべき基準によるものとする。 （1）満4歳以上のこどもは、おおむね30人に対し保育者が1人以上いること。 （2）満3歳以上満4歳未満のこどもは、おおむね20人に対し保育者が1人以上いること。 （3）満1歳以上満3歳未満のこどもは、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。 （4）満1歳未満のこどもは、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。 （5）保育者は、常時2人以上いること。 2 1クラスにつき1名以上は、幼稚園教諭の免許又は保育士資格を有する者を配置すること。	
自然体験活動における保育者の配置	屋外において自然体験活動を実施する際は、上記「保育者の人数」にかかわらず、保育者を必要に応じて加配（満3歳以上のこどもにあっては、おおむね6人から10人に1人程度が望ましい）するなど、十分な安全管理に配慮した人員を配置すること。	
研修（質の担保）	1 県が開催する自然環境保育を行う上で必要な安全管理に関する研修に参加し、又は、参加する予定の常勤の保育者がいること。	1 県が開催する自然環境保育を行う上で必要な安全管理に関する研修に参加し、又は、参加する予定の常勤の保育者がいること。

	2 申請日以前の2年間に、自然環境保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等に参加し、又は、対外的な事例発表等を行った常勤の保育者がいること。 3 自然環境保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を1年につき1回以上行っていること。	2 自然環境保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を1年につき1回以上行っていること。
小学校との連携	個々のこどもの在籍に関すること、健康状態に関すること及び育ちに関すること等について記録を作成するとともに、在籍するこどもの就学に際して、当該小学校等とこどもに関する情報共有や交流を図ること。 なお、交流に当たっては、自然体験活動を通じた交流の機会の確保など、小学校との積極的な連携を図ることが望ましい。	

別記

第1号様式（第7条）

年 月 日

千葉県知事

様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

千葉県自然環境保育認証申請書

このことについて、千葉県自然環境保育認証制度実施要綱第7条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 自然環境保育を行う団体等（施設を有している場合）

（1）施設の所在地

（2）施設の類型及び名称

（3）施設の管理者の氏名

2 認証区分

3 自然環境保育を開始した時期

4 添付書類

（1）実施計画書（第2号様式）

（2）その他参考となる資料

所属名：
担当者名：
連絡先
電話番号：
メールアドレス：

別紙（第1号様式）

千葉県自然環境保育認証制度申請要件確認書

申請要件		該当の有無
1	団体等の設置者、代表者、管理者又は団体等が法人の場合にあってはその役員等（児童福祉法第34条の15第3項第4号二にある「役員等」に同じ。）が、児童福祉法第35条第5項第4号（管理者及び役員等については同号ホを除く。）に該当しないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から申請日時点において5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。	有・無
2	認証団体等が、第14条の規定によりその認証を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前の1年間の間に、当該認証された団体等の設置者、代表者、管理者又は役員等であった者で、その取消しの日から起算して5年を経過しない者に該当しないこと。	有・無
3	団体等の活動が、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とするものとしていないこと及び特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていないこと。	有・無
4	保育者のうち、有資格者（幼稚園教諭の免許又は保育士資格を有する者をいう。）にあっては、申請日以前の3年間に、教育職員免許法第10条の規定により教育職員免許状が失効した者若しくは同法第11条の規定により教育職員免許状を取り上げられた者又は児童福祉法第18条の19の規定により保育士の登録を取り消された者でないこと。ただし、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行ったことにより幼稚園教諭の免許状が失効した者又は保育士の登録を取り消された者にあっては、再免許を授与又は保育士の再登録をされた者についてはこの限りでない。	有・無
5	暴力団員等が団体等の活動を支配していないこと。	有・無
6	団体等の代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。	有・無
7	団体等において適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の決算関係書類（財務諸表又は収支計算書及び事業報告書）が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。	有・無
8	団体等が保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。	有・無
9	団体等が幼児教育・保育の無償化の対象となっていない場合、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和3年10月1日付け（三次改正）府子本第930号、3文科初第1068号、子発1001第1号）別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱4（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に係る実施要件のうち、①対象幼児及び②対象施設等の要件を満たしていることを県が確認していること。	有・無

上記のとおり、相違ありません。

年 月 日

所在地

名称、代表者職氏名

印

第2号様式（第7条、第9条第2項、第10条第1項）

実施計画書

1 活動理念・方針

--

2 計画内容

（1）保育者の人数、児童の定員及び在籍数

保育者の人数	有 資 格 者	人	無 資 格 者※1	人
	保育者合 計	人		
定員数 在籍者数	定員		在籍数	
	〔 1 歳 児 〕	人	在籍者数	人
	〔 2 歳 児 〕	人	在籍者数	人
	〔 3 歳 児 〕	人	在籍者数	人
	〔 4 歳 児 〕	人	在籍者数	人
	〔 5 歳 児 〕	人	在籍者数	人
	※2〔異年齢児童合同〕	人		
		()歳児から ()歳児まで		
	合計(定員)	人	合計(在籍者数)	人

※1 無資格者は、県が団体等との関係やその者の保育等の経験等について聴き取りを行い、保育等に従事する者として適当か個別に判断を行う

※2 年齢ごとの定員を定めておらず、常に異年齢合同で保育を実施している場合に記入

【添付書類】（①は認可外保育施設のみ、②は施設を有せずに保育等を行っている団体等のみ）

① 直近の認可外保育施設運営状況報告書及び申請日以前3か月以内の以下に示す書類の写し

- ・ 開所時間、休業日、料金等が記載された書類（園則、管理運営規程、利用料金表など）
- ・ 保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制が分かる書類（シフト表等）
- ・ 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定（申請日以降3か月間のシフト表等）
- ・ 団体等の代表者及び保育等の責任者、その他職員の氏名、職名及び勤務形態等が分かるもの（職員名簿、定款、約款など）
- ・ 有資格者の職員について、資格を証する書類（保育士登録証 など）の写し
- ・ 保育者の研修修了証の写し
- ・ 施設の平面図

② 認可外保育施設運営状況報告書に準じた書類の写し

- ・ 保育等の時間、休業日等が記載された書類（管理運営規程など）
- ・ 日々の保育者数が分かる資料（月間勤務予定表、シフト表など）
- ・ 団体等の代表者及び保育等の責任者、その他職員の氏名、職名及び勤務形態等が分かるもの（職員名簿、定款、約款など）
- ・ 有資格者の職員について、資格を証する書類（保育士登録証など）の写し
- ・ 保育者の研修修了証の写し
- ・ 決算関係書類の写し（申請日の属する年度の前年度及び前々年度の財務諸表、収支計算書など）
※ 団体等の設置者が法人の場合で、申請する団体等に限った決算関係書類がない場合は、当該法人の決算書類の写しで可

（２）開所日数、開所時間

開所日数 開所時間	※開所日(曜日毎)及び保育時間を記入				
	(閉所する期間)	春季	月	日	～ 月 日
		夏季	月	日	～ 月 日
		冬季	月	日	～ 月 日
		その他			

（３）保育等の内容

保育所保育指針や幼稚園教育要領又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領を尊重し、見通しをもった、子供の状況や発達過程を踏まえた教育・保育活動を行っている	☐ はい ☐ いいえ
--	---

【添付書類】（②は認可外保育施設及び施設を有せずに保育等を行っている団体等のみ）

① 保育等の事業の周知のために配布しているパンフレット、募集要項等の説明資料

※ 作成していなければ添付不要

② 保育の計画に関するもの

- ・ 申請団体等における保育の基本的な方針や、見通しをもって保育を行っていることが分かるもの（全体的な計画（教育課程又は保育課程）など）
- ・ 保育の記録の様式

(4) 自然体験活動の時間

自然 体 験 活 動	①申請日以前3か月間の実績		②申請日以降3か月間の計画	
	申請日の属する月の前月の活動		申請日の属する月の翌月の活動	
	月	時間／週	月	時間／週
	申請日の属する月の前々月の活動		申請日の属する月の翌々月の活動	
	月	時間／週	月	時間／週
	申請日の属する月の3か月前の活動		申請日の属する月の3か月後の活動	
	月	時間／週	月	時間／週

※ 3歳以上のこどもにおける自然体験活動の時間数について、各月ごとの1週間当たりの平均時間数を記載すること。

【添付書類】

園庭以外の外部フィールドの概要（名称、位置）、図面及び写真

- ・ 外部フィールドの全体図
- ・ 外部フィールドの付近の見取図（目標となる地物が記載されている縮尺のもの）
- ・ 撮影方向の異なる活動場所の写真3枚以上

※ 外部フィールドが複数ある場合はそれぞれ上記の図面及び写真が必要

(5) 地域社会との連携

地域社会との 連携	地域社会とどのような交流の機会を設けているか記載
--------------	--------------------------

(6) 安全確保

屋外で子どもの体験活動を行う際の十分な安全管理に配慮するため、どのような保育者の配置体制になっているか、具体的に記載してください。	
安全管理マニュアルの作成	☐ あり ☐ なし
安全管理マニュアルについて、保育者と保護者にどのように周知しているか記載	
緊急事態（地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等）が発生した場合の避難などの対応方法	☐ あり ☐ なし
避難などの対応方法について定められている内容と、どのような形で保護者や保育者に共有し周知しているか記載	
けがや事故へ迅速に対応するための医療機関、消防署及び警察署への連絡方法 (事前に各機関へ協力要請を行っていること。)	☐ あり ☐ なし
連絡方法についてどのように定めているか、事前の協力要請の内容とあわせて記載	
けがや事故へ迅速に対応するための各保護者との複数の連絡方法（書面またはメール等）	☐ あり（下記に記載） ・ ・ ☐ なし
子供及び保育者の「傷害保険」への加入及び団体としての「損害賠償責任保険」への加入	☐ 加入済（証書(写)を添付) ☐ 未加入
年間計画（安全計画）の作成	☐ あり ☐ なし

【添付書類】

自然体験活動における安全管理に関する規定が記載されている以下の書類

- ・ 安全計画 ※1
 - ・ 安全管理マニュアル等 ※2
 - ・ こども及び保育者が加入している傷害保険証書の写し（公務員及びみなし公務員を除く。）及び団体等が加入している損害賠償責任保険証書の写し（国、地方公共団体及び国立大学法人を除く。）
- ※1 安全計画については、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく「学校安全計画」、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に基づく「安全計画」又はこれら計画に準じたものとする。
- ※2 安全管理マニュアル等には、以下の項目が記載されていることが必要
- ・ 自然体験活動に係る団体等の職員及び保育者等全体の役割分担

- ・ 自然体験活動における事故予防対策の内容（外部フィールドについては移動経路の図面（危険箇所を明示したもの）を添付）、各活動場所におけるこどもの活動範囲及び危険箇所を明示した図面、各活動場所の遊具等設備の状況、各活動場所又は各活動において年齢別、発達別に特に考慮すべき事項）
- ・ 各活動場所における保育者の配置体制
- ・ 自然体験活動中及び活動終了時点のこどもの人数把握方法
- ・ 事故発生時の初期対応及び保護者、病院その他関係機関への連絡方法
- ・ 地震や悪天候の場合の避難などの対応及び保護者、病院その他関係機関への連絡方法
- ・ 保育者の自然体験活動に関する資格や研修受講履歴

（７）安全確保に関する講習受講

安全確保に関する講習の受講	☐ あり ☐ なし
---------------	--

【添付書類】

講習を受講したことが分かる資料の写し

（８）個人情報等の保護

職員及び職員であった者が業務上において知り得た子供及び保護者の個人情報等を漏らすことがないようにするための必要な措置	☐ あり ☐ なし
--	--

【添付書類】（認可外保育施設及び施設を有せずに保育等を行っている団体等のみ）

個人情報等の取扱いに関して必要な措置を講じていることが分かるもの（内規、宣誓書、就業規則の写し など）

（９）自然体験活動における保育者の配置

		配置保育者		
利用児童数		3歳： 人	4歳： 人	5歳： 人
保 育 者	有資格者	人	人	人
	無資格者	人	人	人
	合 計	人	人	人

※ 標準的な保育者の配置を記載

(1 0) 研修 (質の担保)

県が開催する安全管理に関する研修に参加した (又は参加予定) 常勤の保育者の配置	
参加年月日、参加者氏名を記載	
自然環境保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等に参加又は対外的な事例発表等を行った常勤の保育者の配置 ※重点型のみ	
研修等の名称、内容、受講した時期等の概要を記載	
自然環境保育を行う上で有効であると考えられる内部研修の実施	
研修の内容、時期等の概要を記載	

【添付書類】

研修修了証等の写し

(1 1) 小学校との連携

在籍する子供ごとの記録の作成	☐ あり ☐ なし
小学校との連携内容について記載	

(12) 自然環境保育の目的、内容

- ※ どのような目的をもって活動するのか記載
- ※ 実践している自然環境保育の内容を記載
- ※ 季節毎・フィールド毎に、活動内容の概要を記載
- ※ 既存の資料がある場合は、「添付のとおり」でも可

【春】

【夏】

【秋】

【冬】

(13) 保育の質の担保に関する団体等における留意事項

- ※ 認証に当たっては、保育の質の担保を重視した審査を行うことから詳細に記載
- ※ 重点型にあっては、どのように質に重点を置いて取り組んでいるか記載

第3号様式（第9条第2項）

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

千葉県自然環境保育認証更新申請書

このことについて、千葉県自然環境保育認証制度実施要綱第9条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 自然環境保育を行う団体等（施設を有している場合）

（1）施設の所在地

（2）施設の類型及び名称

（3）施設の管理者の氏名

2 添付書類

（1）実施計画書（第2号様式）

（2）認証書の写し

（3）その他参考となる資料

所属名：

担当者名：

連絡先

電話番号：

メールアドレス：

別紙（第3号様式）

千葉県自然環境保育認証制度申請要件確認書

申請要件		該当の有無
1	団体等の設置者、代表者、管理者又は団体等が法人の場合にあってはその役員等（児童福祉法第34条の15第3項第4号二にある「役員等」に同じ。）が、児童福祉法第35条第5項第4号（管理者及び役員等については同号ホを除く。）に該当しないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から申請日時点において5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。	有・無
2	認証団体等が、第14条の規定によりその認証を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前の1年間の間に、当該認証された団体等の設置者、代表者、管理者又は役員等であった者で、その取消しの日から起算して5年を経過しない者に該当しないこと。	有・無
3	団体等の活動が、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とするものとしていないこと及び特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていないこと。	有・無
4	保育者のうち、有資格者（幼稚園教諭の免許又は保育士資格を有する者をいう。）にあっては、申請日以前の3年間に、教育職員免許法第10条の規定により教育職員免許状が失効した者若しくは同法第11条の規定により教育職員免許状を取り上げられた者又は児童福祉法第18条の19の規定により保育士の登録を取り消された者でないこと。ただし、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行ったことにより幼稚園教諭の免許状が失効した者又は保育士の登録を取り消された者にあっては、再免許を授与又は保育士の再登録をされた者についてはこの限りでない。	有・無
5	暴力団員等が団体等の活動を支配していないこと。	有・無
6	団体等の代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。	有・無
7	団体等において適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の決算関係書類（財務諸表又は収支計算書及び事業報告書）が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。	有・無
8	団体等が保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。	有・無
9	団体等が幼児教育・保育の無償化の対象となっていない場合、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和3年10月1日付け（三次改正）府子本第930号、3文科初第1068号、子発1001第1号）別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱4（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に係る実施要件のうち、①対象幼児及び②対象施設等の要件を満たしていることを県が確認していること。	有・無

上記のとおり、相違ありません。

年 月 日

所在地

名称、代表者職氏名

印

第4号様式（第10条第1項）

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

千葉県自然環境保育認証区分変更申請書

このことについて、千葉県自然環境保育認証制度実施要綱第10条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 自然環境保育を行う団体等（施設を有している場合）

- （1）施設の所在地
- （2）施設の類型及び名称
- （3）施設の管理者の氏名

2 変更事項及び理由

	変更前	変更後
認証区分		
理 由		

3 添付書類 ※変更のない書類は添付不要

- （1）実施計画書（第2号様式）
- （2）その他参考となる資料

所属名：

担当者名：

連絡先

電話番号：

メールアドレス：

第5号様式（第10条第3項）

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

千葉県自然環境保育認証内容変更届出書

このことについて、千葉県自然環境保育認証制度実施要綱第10条第3項の規定により次のとおり関係書類を添えて届出します。

1 自然環境保育を行う団体等（施設を有している場合）

- （1）施設の所在地
- （2）施設の類型及び名称
- （3）施設の管理者の氏名

2 変更事項及び理由

	変更前	変更後
変更事項		

3 添付書類
変更内容が分かる書類

所属名：
担当者名：
連絡先
電話番号：
メールアドレス：

第6号様式（第13条）

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

千葉県自然環境保育認証辞退届

このことについて、下記理由のため千葉県自然環境保育認証制度実施要綱第13条の規定により認証を辞退します。

1 自然環境保育を行う団体等（施設を有している場合）

（1）施設の所在地

（2）施設の類型及び名称

（3）施設の管理者の氏名

2 認証辞退理由

3 添付書類

認証書

所属名：
担当者名：
連絡先
電話番号：
メールアドレス：

第7号様式（第17条）

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名

千葉県自然環境保育活動報告書

このことについて、千葉県自然環境保育認証制度実施要綱第17条の規定により別紙のとおり活動内容を報告します。

1 自然環境保育を行う団体等（施設を有している場合）

（1）施設の所在地

（2）施設の類型及び名称

（3）施設の管理者の氏名

2 添付書類

所属名：
担当者名：
連絡先
電話番号：
メールアドレス：